

○地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院職員退職手当規程

平成31年4月1日

規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院職員就業規則（規程第7号。以下「就業規則」という。）第27条の規定により正規職員及び任期付職員（以下「職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合に特に定めのある場合を除き、その職員（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支給するものとする。ただし、死亡により退職した職員に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 退職手当は、退職手当の支給を受ける者からの申し出により口座振込の方法により支給することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同

項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、その各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合は、その人数によってその退職手当を等分してその各遺族に支給する。

4 次の各号に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、その職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者  
(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条まで及び第11条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第

152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第7条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 定年により退職した者

(2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者

(3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(4) 定年前に退職する意思を有する職員の募集(職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集に限る。)に応募し、退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、定年により退職した者

(2) 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより免職の処分を受けて退職した者

(3) 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者（前号に掲げる者を除く。）

(4) 定年前に退職する意思を有する職員の募集（職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制属する職員を対象として行う募集に限る。）に応募し、退職すべき期日に退職した者

(5) 業務上の傷病又は死亡により退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者

(7) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(8) 25年以上勤続し、定年前に退職する意思を有する職員の募集（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集に限る。）に応募し、退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条 退職した者の在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例又は規程が制定された場合において、当該条例又は規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第6条第1項第3号及び第4号並びに第7条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその

者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第6条第1項、第7条第1項及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項及び第7条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第8条第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第8条第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第8条第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の

		退職手当の基本額に相当する額
--	--	----------------

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第10条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第12条 第8条の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同条第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第13条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第5条から第7条まで	第9条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日

		におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	これらの	第9条の規定により読み替えて適用する第7条の
第12条	第8条の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条の
	同条第2号イ	第9条の規定により読み替えて適用する同条第2号イ
	同条の	同条の規定により読み替えて適用する同条の
第12条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第12条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第8条第2号イ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する

		年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第7条の規定による休職（業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、就業規則第33条の停職、就業規則第22条の育児休業、その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 32,500円

(2) 第2号区分 27,100円

(3) 第3号区分 21,700円

(4) 第4号区分 0円

2 前項の休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 就業規則第7条第1項第3号の許可を受けて現実に職務を要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 就業規則第22条の育児休業により現実に職務を要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務により現実に職務を要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた

職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務を要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務を要しない期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、その職員の勤続期間に、その職員に適用されていた給料表及びその職員が属していた職務の級に応じて別表に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その職員が同一の月において2以上の区分に該当していたときは、その職員は、その月において、その職員の区分のうち、調整月額が高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0円
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0円

5 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の在職期間の末日の属する月に近い月にかかるものを先順位とする。

(退職手当の額に係る特例)

第15条 第7条第1項に規定する者(業務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。)で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料月額及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間及び育児短時間勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、就業規則第7条第1項第3号に規定する理由又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、6月未満のときは切り捨て、6月以上のときはこれを1年とする。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第5条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))

又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

5 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の支給制限)

第17条 退職手当は、就業規則第32条の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には、支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合における同法の規定による給付は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額が同法の規定による給付の額に満たないときは、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第19条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第20条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当を支給す

ることが、職務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第21条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、退職手当の支給決定を取り消し、その支給をした退職手当の全額を返還させることができる。

2 前項の規定により退職手当を返還させる場合には、その旨を記載した書面で通知するものとする。

(国家公務員等となった者の取扱い)

第22条 職員が引き続いて国家公務員等となった場合においては、その者の職員としての勤続期間が、当該国家公務員等に対する退職手当に関する規定により、国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程に

よる退職手当は支給しない。

(特例)

第23条 退職した者の在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例又は規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第15条に規定する給料月額については、この限りでない。

(その他)

第24条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(整理、勸奨等による退職の場合の退職手当の特例)

2 第5条から第7条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

3 第5条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第8条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4 第7条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

(経過措置)

5 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院（以下「法人」という。）の職員となった

者（以下「引継職員」という。）の第16条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、地方独立行政法人法第61条の規定により、その者の広尾町職員としての引き続いた在職期間（北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年北海道市町村職員退職手当組合条例第2号）の規定による在職期間をいう。）を法人の職員としての在職期間として扱う。ただし、その者が広尾町を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

別表（第14条関係）

給料表別正規職員及び任期付職員の区分一覧表

職員区分 給料表名	第1号	第2号	第3号	第4号
事務職給料表	6級	5級	4級	3級 2級 1級
医療職給料表（二）	4級	3級	2級	1級
医療職給料表（三）	5級	4級	3級	2級 1級